



市役所代表

☎23 5111
FAX 22 5100

***お知らせの表記**
問…問い合わせ先
申…申し込み先
HP…ホームページ
※費用の記載がないものは無料です。

母子・寡婦福祉資金予約貸付について

母子家庭などの児童が小・中学校に入学する場合および高等学校・大学などに入学を希望する場合の就学支度資金および修学資金について、貸し付けの予約を受け付けします。

貸付額や申し込みに必要な書類など詳しくはお問い合わせください。

申込期間 10月22日(月)～12月28日(金)

問 福祉課 ☎ 6717

10月1日からの国民健康保険被保険者証を郵送しました

9月中旬に新しい国民健康保険被保険者証(保険証)を、加入世帯へ郵送しましたのでご確認ください。届いていないかたは、国保年金課までご連絡ください。

保険証の色 薄橙色から水色に変わりました。

■保険証を受け取ったら

▼記載事項を確認し、間違いや変更

があるときは、届け出てください。期限切れの旧保険証は、責任を持って処分するか、国保年金課へ返却してください。

■保険証の有効期限

有効期限は、平成25年9月30日ですが、次のかたは異なります。

▼10月2日以降に75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度の該当になるかたは誕生日の前日

▼10月2日以降に65歳の誕生日を迎える退職被保険者本人とその被扶養者のかたは誕生日の属する月の末日(1日生まれのかたは、誕生日の前月の末日)

問 国保年金課 ☎ 6750

国保優良世帯を表彰します

資格 次のすべてに該当する世帯

▼国保の世帯員が2人以上で、平成23年度中に世帯員全員が医療機関で受診しなかった世帯

▼平成23年度中に、国保世帯員の異動(出生、死亡を除く)がなかった世帯

▼平成23年度までの国保税を完納している世帯

申込期限 10月17日(水)

問 国保年金課 ☎ 6750

老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ受給について

■繰り上げ受給

老齢基礎年金の受給開始年齢は65歳ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間、繰り上げて請求できます。ただし、一定の割合で減額され、生涯減額された年金を受けることになり、障害基礎年金を請求できなくなる場合があります。

■繰り下げ受給

66歳以降に繰り下げて請求することと、一定の割合で増額されます。

請求した月の翌月からの支給となりますので、70歳到達月の月末までに請求してください。

※ほかにも注意事項がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問 国保年金課 ☎ 6753

障害者を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法施行に伴い、10月1日から、市役所内に「十和田市障害者虐待防止センター」を設置し、次の業務を行います。

▼障害者虐待に関する通報または届け出の受理 ▼虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導および助言

▼障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する広報・啓発相談、通報、問い合わせ先

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

市障害者虐待防止センター

(福祉課内) ☎ 6718

FAX 22 7599

宝くじ助成金で整備しました

公園街地区町内会連合会では、(財)自治総合センターの平成24年度一般コミュニティ助成事業で次の備品を整備しました。

助成金額 150万円

整備したもの 和太鼓、袴下着物、たつつけ袴、電動リフトほか

問 生活環境課 ☎ 6725

高齢者の暮らしについての相談は、地域包括支援センターへ

認知症や高齢者虐待、成年後見制度などのほか、高齢者の介護や生活上の困りごとなどご相談ください。

認知症 加齢に伴う自然な物忘れと違い、脳に発症した病気により現れる症状。医療的な対応や適切な

かかわりにより、落ち着いた生活が続けられるようにしましょう。

高齢者虐待 日常化されていることが多く、虐待する側もされる側も

つらい思いをしています。早期の対応が大切です。相談や情報提供をお寄せください。

成年後見制度 認知症などを原因として判断能力の低下が見られたか

たを、後見人などを選任することにより法的に支える制度です。

※休日や夜間の相談もできます。

問 高齢介護課 ☎ 6720

地域包括支援センター

☎ 3671